⑶　Subject matter of the contract : Construction Project of Pump Manufacture and Installation, Tomanbetsu Pump Station, Irrigation Project of Ebetu Minami District, Hokkaido, Japan

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 11 : 00 a.m. 23 May 2013

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 a.m. 23 July 2013 (tenders brought with 11 : 00 a.m. 23 July 2013 or submitted by mail 11 : 00 a.m. 23 July 2013)

⑹　Contact point for tender documentation : Masaru Yoshiduka, Senior Officer of Contracts Division, Contracts of Road, Park, Airport and Agriculture Division, Sapporo Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism North 2, West 19, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060―8506, Japan TEL 011―611―0194 ext. 2270

入札公示

入札公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成25年4月23日

分任支出負担行為担当官

中国地方整備局　中国技術事務所長

秋山　良壮

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34

○第２号

１　業務概要

１）品目分類番号　42

２）業務名　道路管理データ作成・登録業務（電子入札対象案件）

３）業務内容　本業務は、中国地方整備局管内で運用している道路管理データベースへ最新情報を提供するため、以下に示す内容を行うものである。

・道路施設データ（イメージデータ）の作成
　ＣＡＤデータの変換　8,000枚
　イメージタイトルデータの作成　26,000件
・工事施工業者の作成対象外となっている道路基本情報データの作成　11,000項目
・道路管理データベース更新用データの作成　110,000項目
・データベースの更新・管理　１式
・サブシステムデータの確認　180,000項目
・サブシステムデータベースの更新・管理　１式
・道路施設基本データ作成に関するヘルプデスク　50件
・報告書作成　１式

４）本業務において技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項とする。

①　新規供用区間における更新用データ作成時の着目点について

５）履行期間　契約締結の翌日～平成26年３月24日

６）本業務は、入札前に業務計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。又、予定価格が500万円以上の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

７）本業務の予定価格が500万円以上の場合に限り、本業務は低入札対策を実施する試行の対象とする。

８）本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

９）本業務は、歩掛見積の提出を求め、予定価格に反映させる業務である。

２　指名されるために必要な要件

１）入札参加者に要求される資格

⑴　入札に参加しようとする者は、下記に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

ア）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ）中国地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成25・26年度の一般競争（指名競争）参加資格の土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていなければならない。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続き開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

ウ）会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記イ）の再認定を受けた者を除く）でないこと。

エ）参加表明書提出期限日から開札の日までの期間が、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

オ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

［１］　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

㋐　親会社と子会社の関係にある場合

㋑　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

［２］　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし㋐については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

㋐　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

㋑　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

［３］　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記［１］又は［２］と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

２）入札参加者を選定するための基準　中国地方整備局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況、同種又は類似業務の実績並びに業務成績、配置予定管理技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　落札者を決定するための基準　入札参加者は、価格及び技術資料（評価テーマに対する技術提案、実施方針・実施フロー・工程表・その他）をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。